

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約

〔レジリエンス研究教育推進コンソーシアム総会
平成29年12月26日制定
平成30年 7月19日改正〕

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称し、英語名を **Resilience Research and Education Promotion Consortium**（「R²EC」と略す。）とする。

(目的)

第2条 このコンソーシアムは、大学、研究機関、産業及び行政の連携・交流の促進を図るとともに、研究教育とその実用化を支援し、筑波大学とつくば市及び近郊地区の研究機関、企業等の連携により筑波大学に開設する協働大学院方式のリスク・レジリエンス工学学位プログラムを企画運営し、リスク・レジリエンス分野における日本ひいては世界の知と研究教育の核となる活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
- (2) 筑波大学に開設する協働大学院方式による学位プログラムへの参画団体、担当教員及び企画に関し調整を行う。
- (3) セミナー、講演会、研究会等を実施する。
- (4) コンソーシアムに関わる国内外の関連機関等との連携を推進し、必要に応じてシンポジウム等を開催又は共催する。
- (5) その他前条の目的を達成するための事業を適宜実施する。

第2章 会員

(会員)

第4条 第2条の目的及び前条のすべての事業を行うことに賛同する大学、研究機関、企業、団体等（以下「研究機関等」という。）を会員とし、会員を別表第1により明記するものとする。

(入会・退会)

第5条 第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業を行うことに賛同しコンソーシアムに入会を希望する研究機関等は、別記第1により入会申込書をコンソーシアムあてに提出した後、総会の議決により入会することができる。なお、退会の際は、その旨を会長あてに申し出るものとする。

(除名)

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本規約又は関連する定めに反したとき。
- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をする等、会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由が認められるとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う総会において、会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- 2 会長は、会員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、会員の中から互選により選出する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のいずれかがその職務を代行する。
- 5 役員の任期は、原則2年とし、再任は妨げない。

第4章 組織

(総会)

第8条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、総会の議長となる。
- 4 総会は、会員の代表者をもって構成する。
- 5 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 会長及び副会長の選任
 - (3) 会員の参画又は退会、除名に関すること。
 - (4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関すること。
 - (5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要なこと。
- 6 前項に掲げる事項の審議については、第9条に規定する運営委員会に付託することができるものとする。

(運営委員会)

第9条 第8条第6項の規定に基づき、総会の下に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、運営委員会の議長となる。
- 4 運営委員会は、会員の代表者をもって構成する。
- 5 運営委員会は、第8条第6項の規定に基づき、総会の付託を受けて、第8条第5項に掲げる事項について審議を行う。
- 6 前項に掲げる事項の第8条第5項(4)及び(5)に係る審議のうち、運営委員会が定める事項については、第10条に規定する幹事会に付託することができるものとする。

(幹事会)

第10条 第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、幹事会の議長となる。
- 4 幹事会は、次の委員で構成する。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会員の中から互選により選出する委員 若干名

(4) リスク・レジリエンス工学学位プログラムリーダー

(5) その他、会長が指名する者 若干名

- 5 幹事会は、第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の付託を受けて、第8条第5項(4)及び(5)に掲げる事項について審議を行う。

(代理出席)

第11条 第8条第4項に定める総会の構成員、第9条第4項に定める運営委員会の構成員及び第10条第4項に定める幹事会の構成員は、それぞれの規定にかかわらず、やむを得ない事由により総会、運営委員会又は幹事会に出席できない場合には、代理人を出席させることができる。

- 2 前項の規定により、代理人が総会、運営委員会又は幹事会に出席する場合は、代理人の行為を総会、運営委員会又は幹事会の構成員の行為とみなす。

(議決)

第12条 総会、運営委員会及び幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総会、運営委員会及び幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第13条 総会、運営委員会及び幹事会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの関与)

第14条 コンソーシアムは、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営母体となる。

- 2 リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの関与は、筑波大学が定める規則等に基づき行う。

(事務)

第15条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑波大学の関連部署の協力を得るものとする。

第5章 雑則

(報酬)

第16条 会長、副会長、幹事及びその他コンソーシアムの運営管理に関与する者は、無給とする。

(解散)

第17条 コンソーシアムの解散は、総会において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

(その他)

第18条 本規約に定めるものの他、コンソーシアムの管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月19日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

○会員

区 分	機 関 等 名 称
企業	セコム株式会社 大日本印刷株式会社 日本電気株式会社 スリーエム ジャパン株式会社
団体	一般財団法人 DRI ジャパン
研究機関	一般財団法人 電力中央研究所 一般財団法人 日本自動車研究所 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 National Science and Technology Center for Disaster Reduction
大学	国立大学法人 筑波大学

別記第1（第5条関係）

○入会申込書書式

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 入 会 申 込 書

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 殿

当機関は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアムの設置目的及び実施する事業
に賛同しますので、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

所在地 _____

機関名 _____

代表者（自署又は公印） _____